

中川町森林整備計画（変更）

計画期間

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日
(令和 7 年 4 月 1 日変更)

北 海 道 中 川 町

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更 公益的機能別施業森林等の変更
変 更 内 容	森林病虫害等の被害対策の方針の見直しによる変更 特に効率的な施業が可能な森林の区域の追加 その他表現の適正化のための見直しによる
変更計画が有効 となる年月日	令和 7 年 4 月 1 日から適用

目 次

ページ

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方向	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
2	樹種別の立木の標準伐期齢	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の事項	12
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	13
3	その他間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	17
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	17
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進方向	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	作業路網の整備に関する事項	18
2	作業路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	19
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	20
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	22

Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 2
2 その他必要な事項	2 3
第2 森林病虫害の駆除及び予防の方法	
1 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 3
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	2 3
3 林野火災の予防の方法	2 4
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 4
5 その他必要な事項	2 4
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	2 4
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	2 4
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	2 5
4 その他必要な事項	2 5
Ⅴ その他森林の整備及び保全のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	2 5
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	2 5
3 森林の総合利用の推進に関する事項	2 5
4 住民参加による森林の整備に関する事項	2 6
5 その他必要な事項	2 6
別表1（公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域）	2 9
別表2（公益的機能別施業森林における施業の方法）	3 2
別表3 鳥獣害防止森林区域	3 4
別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	3 4
概要図	3 5
中川町（土地利用）	3 6
中川町（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林）	3 7
中川町（鳥獣害防止森林区域）	3 8
中川町（人工林・天然林別及び保健機能森林区域）	3 9
中川町（制限林）	4 0
中川町（路網整備等推進区域）	4 1
中川町（森林施業共同化重点的实施地域）	4 2

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道上川管内の最北部に位置し、天塩川と安平志内川の流域に沿って南北に細長く開け、南は美深町、幌加内町、西は遠別町、東は中頓別町、音威子府村、北は天塩町、幌延町の7町村に接しています。

本町は、自然的条件や地形的条件、歴史的な経過から、山林としての土地利用が多く、総面積59,498haのうち、森林面積は51,493haで総面積の87%を占める森林に恵まれた地域です。

森林の現況は、トドマツ、アカエゾマツを主体とした人工林の面積が7,314haであり、人工林率は14%、齢級構成では6齢級以下の若齢林が22%を占めており、今後は保育及び間伐を緊急的に実施していく必要があります。

また、天然林は9齢級以上を主体とする壮齢林が多く、そのほとんどが天然生林施業対象林分となっています。

本町の森林・林業は、地域住民の生活に密着した里山から、造林、保育活動が積極的に実施されてきた人工林、広葉樹林や針広混交林が林立する天然林、など、多彩な林分構成となっています。しかし、森林に対する地域住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることや、長引く不況による木材価格の低迷により、森林整備を取り巻く状況に以下のような課題を持っています。

- (1) 保育中心の森林施業を続けてきた結果、路網の整備に深刻な遅れが見られ、現在間伐期を迎えている森林、今後主伐期を迎える森林を効率的に搬出する仕組が整っていません。緊急的に路網整備を推進し、先人が植え、育てた林木を効率的に収穫する仕組みづくりに取り組む必要があります。
- (2) 路網整備の遅れに関連し、私有林、町有林ともに間伐の遅れが顕著です。経営が実現する面積を取りまとめ、長期的に管理経営する仕組みづくりが求められています。
- (3) 収穫を意識した施業体系の構築や、基盤整備が遅れた結果、地域の技術や風土に根ざした施業体系を構築できていません。林業構造の近代化(作業システムを考慮した路網整備、林業機械の高性能化、採算の取れる施業体系の構築)を早期に達成する必要があります。
- (4) 持続的な産業構造を成立させるためには、林業だけでなく木材産業の存在が不可欠ですが、現在の中川町は木材産業が極めて脆弱です。地材地消の促進、雇用の場の拡大のためにも木材産業の創出、強化が必要です。

また、本町には、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場道北支場と国立大学法人 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林という二つの優れた学術研究機関が、地域に広く深く根を張り活動しています。これら二つの学術研究機関の存在は、本町が有する最大の優位性です。両機関と連携しながら特色ある取り組みを推進しなければなりません。

近年では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵や多様な野生生物の生息・生育など、環境保全に配慮した森林の整備及び保全が求められています。さらに、私たちの水資源確保や生活環境の保全等の観点からも、水源涵養機能や山地災害防止機能を十分に発揮した災害に強い森林の整備が必要です。

また、実際の森林整備の推進と併せ、森林の背景にある先人達の考え方や、森林に基づく技術・文化の次世代への継承が必要です。

特に町有林においては、継続的な施業の実施により、雇用の場の創出・木材の安定供給体制の構築を行い、自然に優しい持続可能な森林経営の推進を図ることが必要です。また、林道の開設・作業路網の整備により、効率的で安全な森林の整備を推進していかなければなりません。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

【森林の区分と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	区域設定の基準	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

公益的機能別施業森林（上乘せゾーニング）

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水資源保全ゾーン		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
生物多様性保全機能		イ保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
		特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

地域における森林資源は、先人たちから、私たちが受け継いだものと言えるでしょう。

私たちには、この森林資源をより良い形で将来世代に受け渡す義務があります。

適地適木を基本に樹種・林齢・蓄積量の平準化を図ることにより、多様な径級、品質の木材を柔軟に供給できる体制を整備します。

また、近年の地球温暖化の影響などに対応するため、生物多様性確保に配慮し、環境の変化に順応する樹種選択や施業体系の研究に努めます。

森林資源が持続的に生み出される体制を確保した上で、人工林のみに偏ることなく郷土樹種の広葉樹林を計画的に管理し、将来にわたって貴重な森林資源の継承がなされることを目指します。有効な補助事業等の活用を推進し森林整備を進めます。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目するものとし、それぞれの森林をとりまく自然的・社会的・経済的条件を勘案し、次のとおり育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業により推進します。

また、生育途中の人工林の育成、成熟しつつある人工林資源を活用するため路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を進めます。

1) 育成単層林施業

森林を構成する林木のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業です。人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について実施します。

2) 育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業です。人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について実施します。

3) 天然生林施業

主として天然力を活用することにより、森林を成立させ維持する施業です。有用健全な母樹の多い森林等、天然力による更新が確実に図られる森林について実施します。

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

- ①森林公園及び見晴し公園、アベシナイの森周辺においては、森林とのふれあいの場を提供するため景観の維持向上も視野に入れた森林整備を行います。
- ②大和地区奥地の高齢級天然林は、現実の疎密度に応じて天然下種補正施業を積極的に推進します。
- ③天然林の皆伐は極力避けることとしますが、粗悪林分については不用木の除去を行うなどして、林分の健全化を図ることとします。

(3) その他必要な事項

- 1) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- 2) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- 3) 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

森林整備を推進する上で最も重要となる林業の作業構造について、現在の本町作業構造が、保育作業を中心とした組織体制となっていることから、地形や資源状況に相応しい林業機械の導入等を積極的に進め、収穫作業を計画的に実施するための体制整備を推進することとします。

そのために、中川町に適した路網整備の推進、作業システムの開発、天然林を含む施業体系の確立、木材安定供給システムの構築、木質バイオマス利用の推進、施業の集約化を図ります。

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの「2 森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然的条件、生物多様性保全、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、その他森林で行われる経済活動等に十分留意し行うものとします。

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は次のとおり行うものとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図ることとします。
- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

- 1) 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
- 2) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
- 3) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境に配慮した伐採を行うこととします。特に皆伐予定地に希少猛禽類の営巣木等が存在した場合、可能な限り択伐施業への変更、または周辺流域における代替木の残置を検討します。町はこの場合における誘導施策の導入を検討します。

また、施業地周辺に希少猛禽類の営巣木が存在した場合、営巣時期の施業における騒音の発生等には十分留意するものとします。

- (6) 森林で行われる林業以外の経済活動に留意し、以下の森林の主伐については択伐施業の採用を検討するものとし、施業について下表のとおり整備することとします。

タイプ	林小班	施業要件
養蜂業連携	9～33林班	シナ、キハダ、ハリギリなどの蜜源植物について優先的な残置を検討する。

- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は林業作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

第Ⅰの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な施業方法により、人工造林を実施することとします。

また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

- (1) 人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。

人工造林の対象樹種	
【針葉樹】	【広葉樹】
カラマツ	カンバ類
トドマツ	ミズナラ
アカエゾマツ	ヤチダモ
エゾマツ	カツラ
ドイツトウヒ	エゾヤマザクラ
グイマツ雑種F1	ハンノキ
その他郷土樹種	イタヤカエデ
	その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外を
 植栽しようとする場合林業普及指導員等と協議の上、
 適切な樹種を植栽するものとする。

- 1) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。
- 2) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。
- 3) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回廊など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の(2)の2)の植栽時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等

を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【育成単層林】 (単位：本)

区分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
植栽本数	密	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
	中	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※防災林的な造林の場合には、植栽本数を増やす。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

2) その他人工造林の標準的な方法

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して造林することとします。

また、上木の保護効果を期待して樹下植栽を行う育成複層林施業については、下木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、植栽木の成長を促すこととします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件等の立地環境条件を考慮した上で全刈又は筋刈、ブルドーザ等による地拵えを行うものとします。

植栽時期は次表のとおりとしますが、乾燥時期を避けるなど、樹種ごとに適期に行うものとします。

また、植付け方法は、必要に応じ穴を大きくし丁寧に植えるなど、その後の苗木の活着と成長が十分に図られるように行うものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	～ 6 月下旬
	その他	～ 5 月 3 1 日
秋 植		9 月上旬～ 1 1 月下旬

森林の有する多面的な機能の高度発揮を図るために行う複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化に際しては、定めた植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の材積伐採率を乗じた本数以上を植栽することとします。

なお、複層林の造成を目的として下層に植栽するときは、上層木の枝下部にはできるだけ避け植栽木の成長に必要な照度を確保することとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

中川町のカラマツ林で材積率 30% の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



中川町森林整備計画で示すトドマツの疎仕立て植栽本数が 1,500 本/ha とすると、
 $1,500 \times 0.3 = 450$
 となり、トドマツは少なくとも 450 本/ha 以上は植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2 の (3) によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種はぼう芽更新では、イタヤカエデ、ハルニレ、ナラ類とし、天然下種

更新ではカンバ類やハンノキ・ヤナギ類とします。

なお、記述されていない樹種を更新しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 天然更新補助作業の標準的な方法

1) ぼう芽更新

前生樹がイタヤカエデ、ミズナラ等のぼう芽の旺盛な林木の多い林分で行うこととし、また、確実な更新が図られるよう樹液の流動期を避けるなど伐採時期に留意するとともに、必要があれば芽かき等の作業を行うこととします。

2) 天然下種更新

カンバ類やハンノキ・ヤナギ類等の更新が確実に見込まれる森林を対象に実施するものとし、大面積の伐採及び急傾斜地での伐採を極力避け、母樹を十分に保残することとします。また、ササ類等を除去して更新を確保するためにかき起こし等を行い、発生した幼稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うこととします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとします。

【天然更新の完了の判断基準】

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

注1)「高木性樹種」とは、将来において樹幹上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

立木度＝現在の林分の本数/当該林分の林齢に相当する期待成立本数(注6)×10

注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

①気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

地区の所在（林班）	所有者等	備考
1～9、12～16、18～20、 22～25、27、34、35林班	一般民有林（うち町有林 及び私有林）	別表4による

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

1) 人工造林の場合

1の(1)による

2) 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得うる最大の立木の本数

2の(2)による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

Iの2 森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施 業 体 系	間伐の時期 (年)					間 伐 の 方 法
		初 回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カ ラ マ ツ (グイマツと の交配種を含 む) (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 主伐時の設定 400本/ha 仕立て方法 中庸仕立て	19	26	33	42	-	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：9年
ト ド マ ツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 主伐時の設定 400本/ha 仕立て方法 中庸仕立て	15	22	30	38	-	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 主伐時の設定 400本/ha 仕立て方法 中庸仕立て	26	33	43	55	68	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年 標準伐期齢以上：13年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き」((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること

2 保育の作業種別の標準的な方法

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的推進を図るものとします。

また、保育コストの低減を図るため、低密度植栽により造成した森林については、樹冠の閉鎖状況や枝の枯れ上がり状況を勘案して、植栽木を被圧しない程度に導入した広葉樹を残し、次のとおり、保育の標準的な方法に関する指針を示します。

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【標準的な実施時期】

作業 種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ	←		→							
	トドマツ	←				→					
	アカエゾマツ	←					→				

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

樹 種	年 植栽	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
カラマツ	春	△										
	秋		△									
トドマツ	春					△						
	秋						△					
アカエゾマツ	春					△					△	
	秋						△					△

注) カラマツには、グイマツを含む。アカエゾマツには、エゾマツを含む。△：つる切り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

4 その他必要な事項

人工林について、その立木の生育状況に応じて間伐を適切に実施するため、5年以内に間伐を実施すべき森林の立木の収量比数を樹種別（必要に応じて仕立方法別）に次のとおり定めます。

樹 種	仕立目標	収量比数	備 考
カラマツ	中庸仕立	0.8	
トドマツ	中庸仕立	0.8	

収量比数とは、森林の混み具合を相対的に示す指標で、現実の材積と理論上最も込み入った状態の材積との比で0から1の値の間で表し、値が1に近いほど森林が混んでいることとなります。

$$\text{収量比数} = \frac{\text{森林の立木の単位面積当たりの材積}}{\text{樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積}}$$

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有しており、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1) 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1) 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安として定めることとします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			
	生 産 目 標	仕 立 て 方 法	主 伐 時 期 の 平 均 直 径	主 伐 時 期 の 目 安
カ ラ マ ツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産	中庸仕立て	3 4 cm	5 0 年 (400本/ha)
ト ド マ ツ	一般材生産	中庸仕立て	3 0 cm	5 0 年 (400本/ha)
ア カ エ ゾ マ ツ	一般材生産	中庸仕立て	2 8 cm	8 0 年 (400本/ha)

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

1) 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち町長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとし、

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

1) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

1) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者（北大研究林を除く）は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の56%と大半を占める。また、町内の一般民有林のうち、46%はトドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、上川北部森林組合及び民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託などに必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことが出来るように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、森林組合、民間林業事業体、森林所有者で相互に連絡を密にして、中川町持続的森林経営確立推進協議会を運営し、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の私有林の大半が5ha未満の小規模森林所有者であり、森林施業を計画的重点的に行う必要があります。森林施業の担い手となる事業体が複数ある場合は可能な限り共同化を行うことで、より効率的で、効果的な路網整備、森林施業の推進を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町において、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともにその地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、町及び森林組合等が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業を共同で実施する際の留意事項

森林所有者等が森林施業を共同で実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- 1) 森林施業を共同で実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- 2) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- 3) 共同施業実施者が1)又は2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

1) 路網密度及び作業システム

路網密度（林内路を含む）

種別	延長	私有林面積	密度
公道	47,380m	16,938.05ha	2.79m/ha
林道	16,788m	16,938.05ha	0.99m/ha
林業専用道	4,400m	16,938.05ha	0.25m/ha
森林作業道	31,229m	16,938.05ha	1.84m/ha
計	99,797m	16,938.05ha	5.87m/ha

※作業道は、平成23年度以前に作設され現行3分類の規格のいずれに当てはまらない道路

平成29年4月現在

林道密度	1.24m/ha
林内道路密度	4.03m/ha
林内路網密度	5.87m/ha

- 1 林道密度とは、森林面積に占める林道延長の割合
- 2 林内道路密度とは、森林面積に占める公道延長と林道延長（林内道路）の和の割合
- 3 林内路網密度とは、森林面積に占める林内道路と作業道の和の割合

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

※基幹路網：公道、林道、林業専用地、※作業道

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

『急傾斜地』の◇書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

（２）作業システムに関する基本的な考え方

素材生産事業の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、スキッド、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材（木寄せ）	造材	巻立て
緩傾斜地 （0° ～15° ）	フェラーバンチャ	トラクタ【全幹集材】 グラップルローダ	プロセッサ	グラップルローダ
	フェラーバンチャ	フォワーダ【全幹集材】 グラップルローダ	プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
中傾斜地 （15° ～30° ）	チェーンソー	トラクタ【全幹集材】 （グラップルローダ）	プロセッサ	グラップルローダ
	フェラーバンチャ	フォワーダ【全幹集材】	プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ	フォワーダ
急傾斜地 （30° ～35° ）	チェーンソー	林内作業車【短幹集材】 （グラップルローダ）	チェーンソー	グラップルローダ

2 作業路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）

次のとおり設定します。

路網整備等推進 地区名	面積ha	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
共和地区	722.81	共和旧牧場幹線	2,100m	①	16-17～16-46
板谷地区	122.12	板谷天見幹線	800m	②	22-25～22-39
板谷地区	122.12	板谷天見2号線	700m	③	22-11～22-24
板谷地区	122.12	板谷広場一号橋幹線	1,200m	④	27-13～27-21
板谷地区	122.12	板谷疋田の沢線	500m	⑤	23-19～23-33
板谷地区	37.80	板谷胡桃沢線	900m	⑥	20-2～20-24
板谷地区	84.40	板谷旧牧場線	3,000m	⑦	22-36～22-40
中川地区	20.80	中川二幹線	500m	⑧	4-50～4-143

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

1) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		中川町	安川線		1				
〃	〃	林業専用道	〃	共和線		1				
拡張	自動車道（改良）		中川町	大和線		2				局部改良
〃	〃		〃	大和線		1				法面保全

2) 細部路網の整備に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(2) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するため

の支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用にも努めます。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林療法ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の人工林は保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期である7齢級以下の林分が大半であり、今後においては主伐期を迎える人工林も徐々に増加する傾向にあります。

一方で、当町林業事業体は、高性能林業機械の導入が遅れており、森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることが強力に求められています。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向が強まるなか、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分	現 状 (参 考)	将 来
伐 倒	チェーンソー フェラーバンチャ	チェーンソー ハーベスタ フェラーバンチャ
造 材	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集 材	フォワーダ	スキッド フォワーダ 林内作業車 林業用トラクタ
運 材	トラック	グラップル付きトラック

(3) 林業機械化の促進方策

1) 森林組合等によるハーベスタ、グラップル、スキッド、フォワーダ等の高性能林業機械の導入

2) 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) スtockポイントの整備

サプライチェーン構築のためにストックポイントの整備を進めます。ストックポイント活用による木材運搬経費の軽減、原木の選別による町産木材の高付加価値化、未利用材を

含め用途に応じた木材の有効利用を行います。

(2) 木材流通・加工施設の整備

民間事業体等と連携し、綿密な資源調査や市場調査に基づく木材流通・加工施設の整備を行います。

(3) 木質バイオマス利用

- 1) 中川町に適した木質バイオマスのエネルギー利用を町公共施設を核として促進し、これら林業に関わる新たな産業分野を地域活性化の柱組みとします。
- 2) 中川町を含めた近隣市町村及び都市圏を対象に薪の販売網を構築し、未利用材や低質材の新たな販路とすることで、林産業における新規的な雇用創出と産業振興を図ります。

(4) 公共建築物における木材利用の促進

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）にもとづき、公共施設における木材利用の拡大を図ります。

(5) 樹皮、蔓、果実等特用林産物の利用

シラカバ、オニグルミ、ヤナギなどの樹皮や、ヤマブドウ、コクワなどの蔓を利用するための拠点及び設備整備を進め、採種及び製作の人材育成に努めます。

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。このため、定住拠点となる社会資本整備及び生活環境の整備等を推進することとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林またはそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林小班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係

機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

1) 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝状巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

2) 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じる恐れがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防の方法

1 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や上川総合振興局、林業試験場、上川北部森林組合、森林所有者、その他林業関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生

林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、作業路網の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火池等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林愛護組合などと連携し森林巡視を強化することとします。さらに入林者に対する防火指導を徹底し、山火事注意喚起を積極的に行います。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当無し

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当なし		

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

1) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

2) 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次表に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進することとします。

なお、次の森林については保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置もしくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積					備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
中川	4-80	13.63		13.63			環境緑地保護地区

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

施 業 の 方 法

・森林公園 ・見晴らし公園 ・アベシナイの森 ・ニオの森	優れた風致・景観の維持、巨木、枯損木、倒木の残置、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。 また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。 原則として皆伐を行いません。
---	--

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

施 設 の 整 備
遊歩道、東屋、ツリーテラス、ツリーハウス、駐車場等

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、森林整備関係車両（木材運搬車など）等通行に際し、一般利用者の安全確保に十分留意するものとします。

V その他森林の整備及び保全のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林組合等が森林経営計画を作成し、長期的な計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に重大な影響を有することから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- (5) 森林法施行規則33条第1号のロの規定に基づく区域（設定なし）

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備が地域の雇用を生み地域を支えるという基本原則を確立し、生み出された林産物等が経済波及効果を高めるべく以下のような取組を進めています。

- (1) 町産木材のブランド化による林業振興と林地未利用材の積極的な活用による新規的な雇用を創出します。
- (2) 公共施設を始め、一般住宅への薪ストーブ等の導入を推進し、薪を中心とした木質バイオマスエネルギーの導入を進め、地域内経済循環を構築します。
- (3) 観光、保健分野と連携し、森林療法や森林ツーリズムを通じた町民の健康づくり、観光拠点づくりを進め、都市部住民との森林価値の共有化を図ります。
- (4) ブランド化に成功した中川町産木材や、移住者等を中心に生産体制が整いつつある木工製品や樹皮細工を総合的に宣伝、販売する地域商社が設立されたため、その取り組みを支援します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

中川地区森林公園及び見晴し公園、安川三地区アベシナイの森、豊里地区ニオの森を中心に

地域住民のみならず、都市住民に対しても積極的に森林に触れ合う機会の提供を行うとともに、景観の維持向上も視野に入れた森林整備を進めます。

また、国有林に所在する「アベシナイ風景林」を上川北部森林管理署と連携しつつ活用し、新たな観光資源として整備します。

さらに、北海道大学中川研究林等と連携し、温泉施設、保健施設を含めた総合的な森林利用を推進します。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて、森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林の確保、整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととし、さらに、林野火災予防消防等災害に対する普及啓発に努めることとします。

【主な取組み】

- 1) 林業グループ、NPO法人との協働で開催するなかがわ植樹祭の開催
- 2) 林業グループ及び森林をテーマに活動するNPO法人等への支援
- 3) エコミュージアムセンター、学校等と連携した森林教育の推進
- 4) 地域苗生産事業の推進
- 5) 林野火災予防消防等啓蒙普及活動の推進
- 6) 森をテーマにした保養地・観光地づくりの推進
- 7) 特用林産物をテーマにした町づくりの推進

5 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

- 1) 保安林及び保安施設地区の区域内の森林保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的な留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

2) 主伐の方法

- ①伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- ②伐採方法は、次の3区分とします。
 - a 伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）
 - b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
 - c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

3) 伐採の限度

- ①皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- ②一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の保安林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、10ha以下とします。
 - b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特

に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

③防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

④択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

⑤初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率を上限とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4）とします。

4) 特例

①伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

②伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。

③特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

5) 間伐の方法及び限度

①間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

②間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

6) 植栽の方法及び期間

①伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

②植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

(2) 森林の保護に関する事項

本町においては、カラマツや広葉樹造林地の割合が寡少であったことから大規模な野鼠駆除は実施されてきませんでした。カラマツ造林、広葉樹造林ともに増加傾向にあることから、自然環境に配慮した防除方法の研究を進めます。

また、エゾシカによる食害等については、天然林を中心に少なくない痕跡が見られるものの、人工林への被害は大きくなく、被害防止対策の程度と方法について検討が必要です。

(3) 町有林の整備に関する事項

中川町有林経営に関しては、2,134haを有しており、その割合は人工林42%、天然林55%と天然林の比率がやや大きく、急傾斜地や複雑な沢地形等経営に向かない林分も多数あることから、持続的な経営にはやや面積が寡少です。

町有林経営の基本としては、毎年概ね10haを造林し、樹種に応じて50～80年伐期で森林施業を展開することを基本とします。伐採と植栽が永久に繰り返しのきく持続可能な保続生産体制（持続型の森林施業）を構築します。

現在の町有林面積では保続生産が可能な森林経営が確立することは困難であることから、国有林野等を中心に新たな森林取得を検討し、地域振興の最重要基盤としての町有林経営を確立します。

また、日本林業全体が、保育から収穫中心の施業体系への転換を迫られている現在、北海道、道北地区に特化した森林経営モデルの構築は急務であり、2つの優れた学術研究機関を有する中川町は、中川町有林を触媒として、道北地区に特化した持続的な森林経営モデルを

構築します。

中川町は、町有林経営を「地域振興の基盤」とするために

- 1) 森林ICTの活用など綿密な調査による資源情報の整備
- 2) 緊急的な場合を除き、本計画期間における原則皆伐の禁止
- 3) スtockポイントを含めた木材流通・加工施設の整備
- 4) 計画的な林道、林業専用道開設による林業基盤の整備
- 5) 町産木材のブランド化と余すところない木材利用の推進
- 6) 町産木材や特用林産物を販売するための地域商社の整備
- 7) 遊休公共牧野の樹林化とその実現のための採種園整備の推進
- 8) その他の経済活動と連携した森林における新しい価値創造
- 9) 町有林を舞台とし、学術研究機関と連携した北海道、道北地区の持続的な森林経営モデルの確立
- 10) 国有林野、北大研究林北管理部と連携した森林管理や木材生産体制の構築

の10点を実施し、補助事業をはじめとした国の支援のみに依存しない、地域独自の経済基盤を確立します。

(4) 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
誉・豊里地区	5、6、8林班	348.61ha	1
共和地区	10～16林班	722.81ha	2
板谷地区	17～27林班	1,467.87ha	3
計		2,539.29ha	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
振興局 08：上川 市町村 27：中川町
【一般民有林】
1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源 かん 養 林	17	全域	111.94
	21	全域	67.64
	28	全域	75.84
	29	全域	244.96
	30	全域	77.61
	31	全域	107.82
	32	全域	144.02
	33	全域	67.69
	101	1、2、4、5	38.97
	102	全域	52.11
	121	全域	87.97
	122	全域	76.51
	123	全域	151.80
	124	全域	110.20
	125	全域	104.99
	126	全域	71.36
	127	全域	92.20
	128	全域	58.86
	129	全域	75.14
	130	全域	89.07
	131	全域	46.94
	132	全域	141.16
	133	全域	102.66
	134	全域	80.30
	135	全域	115.91
	136	全域	95.58
	137	全域	46.73
	139	全域	103.82
	143	全域	89.23
	144	全域	61.54
	145	全域	75.21
	146	全域	91.49
	158	全域	64.30
	159	全域	81.26
	160	全域	128.06
	161	全域	68.06
	164	全域	44.47
	165	全域	75.14
	166	全域	70.91
	167	全域	120.63
	168	全域	82.22
	170	全域	110.85
	171	全域	129.63
	172	全域	67.11
	176	全域	97.53
	177	12	0.12
	178	全域	74.91
	179	1～4	76.25
	213	全域	56.98
	214	2	0.11
	217	全域	76.33
	218	全域	92.77
	219	全域	46.13
	220	1、2	48.84
	230	全域	101.46
	231	2	0.39
	合計		4,671.73
山地 災害 防止 林	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
	1	17	4.08
	2	3、35、38、39、45、54、55、59、63、77～80、82、91～94	55.46
	3	93、94	5.68
	4	14、15、19～24、27、29、33、37、65、68、72、118、119、132～134、141、148～155、173～175、177～179、181～183、188、192～196、200、203、205～207、209、210、212、215、220、221、224～226、228～233、305、307～312	219.53
	6	54、98	2.92
	8	5、6、9～11、15、17、27、31、38、39、41、42、44～47、58、60、62、64	24.80
	9	37、41～43	6.80
	10	8、12、17～19、25～31、33、34、36、37、43、46、48、49、51～53、56、57、62、63、68～76	82.12
	11	全域	91.12
	14	32	0.73
	15	51、52、72～74	0.93
	18	4、5、51～57、70	5.20
	19	40、42～45	2.08
	20	2、5、15～17、21、23～25、34、40～52	53.30
	34	45、46、48、52、53、62、63、82、84～88、93～101、108	16.65
	35	25	3.65
	101	3、6、7	23.90
	103	全域	64.27
	104	全域	116.50
	105	全域	100.49
	106	全域	59.22
	107	全域	90.57
	108	全域	65.88
	109	全域	65.71
	110	全域	89.43
	111	全域	115.97
	112	全域	80.35
	113	全域	50.45
	114	全域	62.81
	115	全域	96.49
	116	全域	66.66
	117	全域	116.10
	118	全域	115.77
	119	全域	89.29
	120	全域	53.88
	138	全域	87.82
	140	全域	87.25

	141	全域	46.77
	142	全域	57.89
	147	全域	68.51
	148	全域	132.96
	149	全域	76.21
	150	全域	46.75
	151	全域	6.95
	155	全域	64.95
	156	全域	81.17
	157	全域	68.36
	162	全域	124.42
	169	全域	72.41
	177	1～11	77.26
	179	5	0.04
	180	全域	81.06
	181	全域	37.71
	182	全域	106.96
	183	全域	77.78
	184	全域	59.57
	185	全域	70.48
	186	全域	161.28
	187	全域	102.84
	188	全域	110.71
	189	全域	59.20
	190	全域	71.21
	191	全域	67.72
	192	全域	63.80
	193	全域	89.31
	194	全域	90.52
	195	全域	72.75
	196	全域	131.67
	197	全域	130.92
	198	全域	118.31
	199	全域	71.94
	200	全域	80.40
	201	全域	88.30
	202	全域	146.30
	203	全域	151.79
	204	全域	113.27
	205	全域	75.12
	206	全域	85.51
	207	全域	75.16
	208	全域	93.12
	209	全域	91.26
	210	全域	57.09
	211	全域	79.82
	212	全域	111.99
	214	1	96.28
	215	全域	100.47
	216	全域	110.51
	220	3、5	50.98
	221	全域	123.04
	222	全域	87.74
	223	全域	52.26
	224	全域	64.71
	225	全域	73.43
	226	全域	93.03
	227	全域	79.67
	228	全域	48.09
	229	全域	88.69
	231	1	60.98
	232	全域	132.03
	233	全域	136.12
	234	全域	78.42
	235	全域	73.27
	236	全域	106.23
	237	全域	59.31
	238	全域	53.81
	239	全域	38.34
	240	全域	78.56
	241	全域	71.27
	242	全域	71.23
	243	全域	133.41
	合計		8,385.26
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	4	301～304	1.27
	合計		1.27
保健・文化機能等 維持林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	4		80 10.31
	合計		10.31
木材 等 生 産 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	2～7、9～16、18～22、24、26～53	53.62
	2	1、2、4～34、40～44、46～53、56～58、60～62、64～76、81、83～90、95～106、109、110	254.65
	3	1～15、17～40、42～52、54～56、59～66、77～80、82、84、85、88～92、95～109	119.39
	4	1～13、16～18、25、26、28、30～32、34～36、38～64、66、67、69～71、73～79、81～96、99～102、104～117、120～128、130、131、135～140、142～147、156～172、176、180、184～187、189～191、198、199、201、202、204、211、216～219、222、223、227、234～238	358.83
	5	全域	138.88
	6	4～9、13～18、21、24～28、32、35～38、40、42～44、46～53、55～74、76～83、85～97	113.28
	7	全域	123.04
	8	1～4、7、8、12～14、16、18～26、28～30、32～37、40、43、48～57、59、61、65	73.50
	9	1～36、38～40、45～57、59～67、70、71、73、75、77、79～89、91～93、97～138、142～155、157、161～171	192.97
	10	1～7、9～11、20～24、39、55、58～61、64～67	24.61
	12	全域	103.54
	13	全域	131.72
	14	1～18、20～24、26～31	97.30
	15	1～41、43～50、53～71、75	108.68
	16	全域	117.89
	17	1、3、5、8、9、13、21、31	13.65
	18	1、3、6、8、9、26～30、36、42～50、60、62、72～81	112.73
	19	1～10、12～14、16～18、20～23、35～37、39、41、46～57	90.20

	20	1、3、4、6~14、18、19、22、27~33、35~39、60、61、63~66	68.83
	21	6、8~13、16~22、25、27~31、33、34、39~45	23.90
	22	全域	143.32
	23	全域	232.03
	24	全域	218.44
	25	全域	148.00
	26	全域	121.33
	27	全域	160.34
	29	33、39、42、44、64、65、72~76	14.89
	31	29~39	22.20
	32	4、6、8、11、17、18、37、42、43、60、62~67	38.46
	33	1~8、12~16、18、20、22、26、30、31、33、40~42	35.44
	34	1~9、12~44、47、49~51、54~61、64~81、83、89~92、102~107、109~131	172.63
	35	1~24、26~31	112.72
	101	2、4、5	30.72
	121	3	0.71
	146	2~5	2.65
	164	2	0.88
	165	2	0.13
	172	2	0.41
	176	2~17	20.37
	179	2~4	2.45
	213	2、3	1.85
	214	2	0.11
	217	2	0.30
	218	2	4.64
	219	2	0.94
	220	2	1.05
	230	3、4	1.41
	231	2	0.39
	合計		3,809.92
木材等生産林のうち、特に効果的な施業が可能な森林	1	2、11~13、19、21、22、26~29、31~33、35、39~46、49~53	31.98
	2	1、5、6、8、9、14~17、19、21~24、26、30、32、33、41、44、58、60、71、72、76、81、85、87、89、95、99、101、103、106	80.32
	3	3、4、6、7、9~13、15、19、20、22、25~32、34、35、38~40、42~52、56、59~63、65、66、80、82、84、85、95、96、99、101~106、108	62.36
	4	1、2、4、5、9、11、12、16~18、25、28、30、31、35、36、38、40、63、74~77、81、82、86、88、89、91、94、96、99、101、104、107、109~111、116、120、121、123~128、131、142、167、176、180、187、189、190、198、199、201、202、211、219、235~238	87.04
		1、2、4、6、8、9、13、16、20、22、24~26、34、35、43~46、48、52~54、57~60、64、65、67~69、71、73、74、76、77、79、82、84、157、161、162、165~168	
	5	85、89、90、92、95、97、99、104、105、108、109、111、114~118、120、121、125、127~129、132~134、140、141、144~147、153、155、	91.65
		157、161、162、165~168	
	6	5、7、8、16~18、24、26、27、32、40、43、47、49、64、72~74、79~83、86~88、90、91、94~97	54.29
	7	1、2、6、15~17、19、21~23、25、28、29、33、34、36~39、41、43~45、47、49~55、57~63、66、68~70、77、84、88~90、98~109	79.04
	8	2、3、18、19、24、26、36、48~57、59	13.59
	9	2~5、7、11、13、18、22、25~27、29、33、46、47、50、52、54~57、60、61、82、84、85、87、89、91、93、97、98、102、105~116、122、126、127、133~138、144、145、148~150、152~155、162~164	75.67
	10	1~3、5、6、9、11、22、24、39、58、59、61、64~67	19.51
	12	1、3、6~11、13、19、22~24、30、36、47、50~55、57、59、62~65、69、76~81、83~89、91~93	55.16
	13	1、3~12、15、17、21、24、29、34~37、40~43、46、47、52、57、66、72~78、83、84、87~89、91	42.85
	14	8、9、11、16、27~29	28.14
	15	1、10、11、15、25、27、29、32、44、45、47、49、50、57、59~62、66~68、75	28.51
		4、5、8、9、12、13、15、16、18、20、23、25~27、29、35~37、39、41、43、46、48、50~52、55、65、66、68、76、77、80、81、86、87、89、90、102~107	45.72
	17	1、3、5、8、9、13、21、31	13.65
	18	8、9、26、27、72~80	32.50
	19	1~3、5、6、10、18、20、23、35~37、39、46、51、53、56、57	27.71
	20	18、19、35、65、66	3.94
	21	6、8~13、16~22、25、27~31、33、34、39~45	23.90
	22	1、3、4、6、8、10、11、14~19、21~24、32~35、40、41、46、48、49、52~55、57~62	83.08
	23	2~5、7、9~13、20、27、31、33、35、37、38、40~42、45、47~49、57、66、69、72、90~94、99、103~114、116、118、119、122、123	62.84
	24	9~11、16、17、20、31~33、54、55、60、62、63、67、74、78、79、83、97~101	50.37
	25	5、6、15、16、20、25~28	40.23
	26	6~8、10~15、25~27	110.98
	27	14、17、23、30、42、44、46	31.08
	29	33、39、42、44、64、65、72~76	14.89
	31	29~39	22.20
	32	4、6、8、11、17、18、37、42、43、60、62~67	38.46
	33	1~8、12~16、18、20、22、26、30、31、33、40~42	35.44
		1~3、7~9、12~16、20、21、23~25、27~32、43、65、67、69~72、74、77~79、81、83、89~92、102~104、107、110、113、115、120、123~129	69.51
	35	5、7、10、27~31	7.79
	101	2、4、5	30.72
	121	3	0.71
	146	2~5	2.65
	164	2	0.88
	165	2	0.13
	172	2	0.41
	176	2~17	20.37
	179	2~4	2.45
	213	2、3	1.85
	214	2	0.11
	217	2	0.30
	218	2	4.64
	219	2	0.94
	220	2	1.05
	230	3、4	1.41
	231	2	0.39
	合計		1,533.41
2 上乗せゾーニング			
区分	林班	森林の区域	面積
		小班	(ha)
水資源保全		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00
3 独自ゾーニング			
区分	林班	森林の区域	面積
		小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法
振興局 08：上川 市町村 27：中川町
【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	17	全域	111.94	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		21	全域	67.64	
		28	全域	75.84	
		29	全域	244.96	
		30	全域	77.61	
		31	全域	107.82	
		32	全域	144.02	
		33	全域	67.69	
		101	1、2、4、5	38.97	
		102	全域	52.11	
		121	全域	87.97	
		122	全域	76.51	
		123	全域	151.80	
		124	全域	110.20	
		125	全域	104.99	
		126	全域	71.36	
		127	全域	92.20	
		128	全域	58.86	
		129	全域	75.14	
		130	全域	89.07	
		131	全域	46.94	
		132	全域	141.16	
		133	全域	102.66	
		134	全域	80.30	
		135	全域	115.91	
		136	全域	95.58	
		137	全域	46.73	
		139	全域	103.82	
		143	全域	89.23	
		144	全域	61.54	
		145	全域	75.21	
		146	全域	91.49	
		158	全域	64.30	
		159	全域	81.26	
		160	全域	128.06	
		161	全域	68.06	
		164	全域	44.47	
		165	全域	75.14	
		166	全域	70.91	
		167	全域	120.63	
		168	全域	82.22	
		170	全域	110.85	
		171	全域	129.63	
		172	全域	67.11	
		176	全域	97.53	
		177	12	0.12	
		178	全域	74.91	
		179	1～4	76.25	
		213	全域	56.98	
		214	2	0.11	
		217	全域	76.33	
		218	全域	92.77	
		219	全域	46.13	
		220	1、2	48.84	
		230	全域	101.46	
		231	2	0.39	
		合計		4,671.73	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計		0.00	
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)		合計	0.00	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	17	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			2	3、35、38、39、45、54、55、59、63、77～80、82、91～94	
			3	93、94	
			4	14、15、19～24、27、29、33、37、65、68、72、80、118、119、132～134、141、148～155、173～175、177～179、181～183、188、192～196、200、203、205～207、209、210、212、215、220、221、224～226、228～233、301～305、307～312	
			6	54、98	
			8	5、6、9～11、15、17、27、31、38、39、41、42、44～47、58、60、62、64	
			9	37、41～43	
			10	8、12、17～19、25～31、33、34、36、37、43、46、48、49、51～53、56、57、62、63、68～76	
			11	全域	
			14	32	
			15	51、52、72～74	
			18	4、5、51～57、70	
			19	40、42～45	
			20	2、5、15～17、21、23～25、34、40～52	
			34	45、46、48、52、53、62、63、82、84～88、93～101、108	
			35	25	
			101	3、6、7	
			103	全域	
			104	全域	
			105	全域	
			106	全域	
			107	全域	
			108	全域	
			109	全域	
			110	全域	
			111	全域	
			112	全域	
			113	全域	
			114	全域	
			115	全域	
			116	全域	
			117	全域	
			118	全域	

			119	全域	89.29	
			120	全域	53.88	
			138	全域	87.82	
			140	全域	87.25	
			141	全域	46.77	
			142	全域	57.89	
			147	全域	68.51	
			148	全域	132.96	
			149	全域	76.21	
			150	全域	46.75	
			151	全域	6.95	
			155	全域	64.95	
			156	全域	81.17	
			157	全域	68.36	
			162	全域	124.42	
			169	全域	72.41	
			177	1～11	77.26	
			179	5	0.04	
			180	全域	81.06	
			181	全域	37.71	
			182	全域	106.96	
			183	全域	77.78	
			184	全域	59.57	
			185	全域	70.48	
			186	全域	161.28	
			187	全域	102.84	
			188	全域	110.71	
			189	全域	59.20	
			190	全域	71.21	
			191	全域	67.72	
			192	全域	63.80	
			193	全域	89.31	
			194	全域	90.52	
			195	全域	72.75	
			196	全域	131.67	
			197	全域	130.92	
			198	全域	118.31	
			199	全域	71.94	
			200	全域	80.40	
			201	全域	88.30	
			202	全域	146.30	
			203	全域	151.79	
			204	全域	113.27	
			205	全域	75.12	
			206	全域	85.51	
			207	全域	75.16	
			208	全域	93.12	
			209	全域	91.26	
			210	全域	57.09	
			211	全域	79.82	
			212	全域	111.99	
			214	1	96.28	
			215	全域	100.47	
			216	全域	110.51	
			220	3、5	50.98	
			221	全域	123.04	
			222	全域	87.74	
			223	全域	52.26	
			224	全域	64.71	
			225	全域	73.43	
			226	全域	93.03	
			227	全域	79.67	
			228	全域	48.09	
			229	全域	88.69	
			231	1	60.98	
			232	全域	132.03	
			233	全域	136.12	
			234	全域	78.42	
			235	全域	73.27	
			236	全域	106.23	
			237	全域	59.31	
			238	全域	53.81	
			239	全域	38.34	
			240	全域	78.56	
			241	全域	71.27	
			242	全域	71.23	
			243	全域	133.41	
			合計		8,396.84	
		択伐による複層 林施業を推進す べき森林		該当なし		主伐林齢・標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上 を維持する
		特定広葉樹の育成を 行う森林施業を推進		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材 積を維持する
		合計			0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
		合計			0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる
(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な 林齢
人工林	スギ	80年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	120年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	60年以上
	その他針葉樹	80年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	60年以上
天然林	その他広葉樹	80年以上
	主として天然下種によって生立する針葉樹	120年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	160年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表3 鳥獣害防止森林区域

振興局 08：上川 市町村 27：中川町

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	1～35、101～103、106～109、112～117、121、147～151、155～157、162、164、170、172、176、177、219、231～238	7,909.04
その他	該当なし	

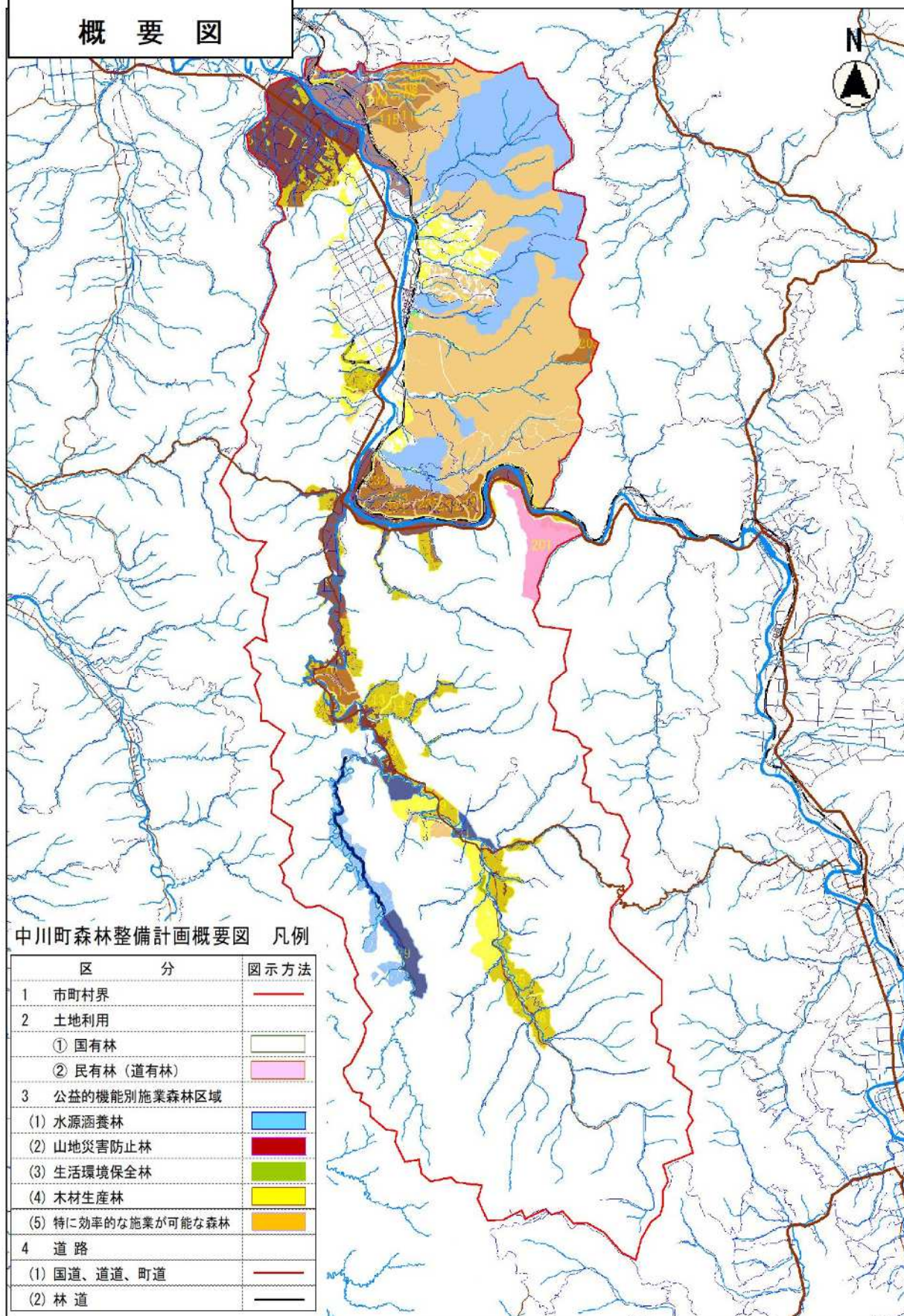
別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局 08：上川 市町村 27：中川町

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1	10、16、37、38、47	9.40	① 気候、地形、地質、 土壌等の自然条件及び 植生等により天然更新 が期待できない森林
2	11、12、18、31、51、61、83、84、86	18.84	
3	37、54、97、98、100	3.40	
4	3、6、26、39、61、87、117、122、135～140、143～147、168～172、218	62.95	
5	15、19、21、31、33、55、63、72、91、93、106、107、119、123、126、130、158、160	25.61	
6	4、13、44、46、53、59～62、76、78、85、89、92、93	18.14	
7	11、65、72、73、94～96	10.76	
8	7、28、29、32～35	10.69	
9	1、6、9、10、14、15、20、21、32、34、35、45、49、65、81、128～132、169	33.54	
12	4、15、16、20、27、31、58、61	13.02	
13	13、20、27、31、32、44、61、64、71、81、82、92、94	20.34	
14	10、13、30	12.44	
15	8、22、23、26、40、48、53～56、69	22.65	
16	2、3、10、11、14、24、31～33、40、44、47、49、54、58、108	26.00	② 水源涵養機能の早期 回復が特に求められる 水資源保全ゾーンの森 林
18	42、45～48、50	33.68	
19	21、48～50、52	10.18	
20	3、9、10、14、27～29、32、33、36、38、39、61、64	40.43	
22	25、50	3.49	
23	8、15、16、21、23～26、30、39、46、61、70、73、74、82、88、101、102、117	44.04	
24	12、13、19、84～96	43.00	
25	18、24	11.14	
27	2、16、21、22、25、29、31	76.28	
34	22、34、55、61、64、105、106、109、111、112、114、116～119、121、122	21.96	
35	8	1.72	
合計		573.70	

中川町森林整備計画 概要図



森林計画図は、道が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 210000

5000 2500 0

